

埼玉の下水道2022

～安心・安全支える下水道～



埼玉県マスコット「さいたまちゃん」



彩の国

埼玉県



埼玉県マスコット「コハトン」

R3下水道施設コンテスト入賞作品

「変わる明日へ」

新河川水循環センター（和光市）

■目次

下水道の役割	・・・	2
下水道の仕組み	・・・	3
埼玉県下水道	・・・	5
各流域下水道	・・・	7
下水道事業の主な取組	・・・	15
下水道の整備	・・・	21
下水道事業の管理運営	・・・	22
下水道を知ってもらうために	・・・	23
下水道普及率と下水処理場の規模	・・・	25
数字で見る埼玉の流域下水道	・・・	26
県内の下水道の普及状況	・・・	27
埼玉県下水道関係年表	・・・	29

下水道の役割

快適な生活環境の確保

家庭や工場から出る汚水を速やかに流し、快適な生活環境を確保しています。

浸水の防除

市街地に降った雨水を集め、河川へ流し、まちを浸水から守っています。

水質の保全・改善

家庭や工場から出る汚水をきれいにしてから河川等に流し、水質の保全や改善に貢献しています。

資源や施設の有効活用

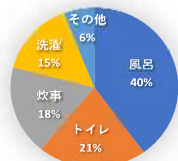
下水処理の過程で発生する資源（下水汚泥）や下水処理場の上部空間などを有効活用しています。

下水道の仕組み



私たちの生活と下水

1人あたりの1日の水の使用量



東京都水道局
「一般家庭水使用目的別実態調査」最新版による

私たちが1日に使用する水の量はおよそ214Lです。その使用量は風呂がもっとも多く、次いでトイレ、炊事、洗濯と続きます。使われた水は、下水管を通して下水処理場へ運ばれ、汚水処理された後、きれいな水が川へ放流されています。

生活排水の処理

生活排水処理施設整備構想

埼玉県では河川汚濁の主な原因である生活排水を処理する施設を整備するための指針として「埼玉県生活排水処理施設整備構想」を策定し、2025年度に生活排水処理人口普及率100%を目指しています。

下水道	下水道類似施設	計
主に市町村が管理する公共下水道や県が管理する流域下水道など。 2025年度目標：86.7%	農村市帯で使われる農業集落排水や住宅団地で利用されるコミュニティプラントなど。 2025年度目標：1.1%	下水道のない地域で汚水を処理する浄化槽。 2025年度目標：12.2%
2025年度目標値 100%		

下水処理の仕組み



下水管は汚水管と雨水管に分類されます。

汚水管

家庭や工場等から排出される汚水が流れる管。下水処理場までつながっています。

雨水管

道路等の公共施設に降った雨水が流れる管。河川に直接放流します。(下水処理場につながるものもあります。)

中継ポンプ場

下水管は下水が自然に流下するように勾配が設けられており、徐々に深くなっていきます。一定の深さになると、中継ポンプ場で下水を地表近くまでくみ上げ、再度、自然に流下するようにします。

終末処理場 (下水処理場)

下水をきれいにする施設です。処理場内の汚泥処理施設では下水処理の過程で発生した汚泥を濃縮、脱水した後、焼却処分しています。

① 沈砂池



下水管を通ってきた下水は、最初にこの池に流れ込みます。ここでは大きなゴミを網目状のスクリーンにかけて、土砂沈澱させ取り除きます。

② 最初沈殿池



沈砂池(①)で沈まなかった細かいゴミをこの池で時間かけて沈澱させ取り除きます。取り除いたゴミは汚泥処理施設へ送られます。

③ 反応タンク



活性汚泥(微生物の塊)を加え、空気を送りながらかきまわします。微生物は空気をすることで動きが活発となり、汚れを食べ繁殖した後、塊となります。

④ 最終沈殿池



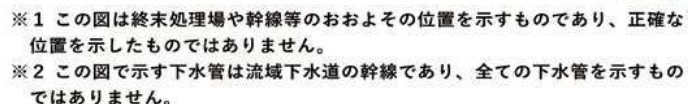
活性汚泥を沈澱させます。上澄みの水はろ過・消毒され(⑤⑥)、河川へ放流されます。

下水処理の主役たち

下水処理では、有機物など汚れのもとを食べてくれる微生物の働きが欠かせません。

代表的な微生物





市町村名	処理場名	所在地	全体計画処理 区域面積(ha)	現況処理人口(人)	現況処理能力 (m ³ /日最大)
さいたま市	さいたま市下水処理センター	さいたま市浦和区大原5-14-1	(113)	11,371	23,000
熊谷市	熊谷市妻沼水質管理センター	熊谷市ハツコ544	391	4,294	2,150
秩父市	秩父市下水道センター	秩父市金室町19-7	1,438	33,866	21,000
飯能市	飯能市浄化センター	飯能市征矢町31-17	2,233	55,532	33,800
	飯能市原市場浄化センター	飯能市大字原市場567-3	(27)	723	372
加須市	加須市環境浄化センター	加須市大字花崎2046	2,199	52,511	24,920
東松山市	東松山市市野川浄化センター	東松山市山崎町22-1	1,400	34,919	21,500
	東松山市高坂浄化センター	東松山市大字宮鼻372-1	728	12,252	8,000
羽生市	羽生市水質浄化センター	羽生市大沼2-63	687	19,924	12,200
深谷市	深谷市浄化センター	深谷市上敷免2	1,507	68,454	30,880
	深谷市岡部浄化センター	深谷市岡1-1	125	5,040	1,510
日高市	日高市浄化センター	日高市大字高萩1385-1	919	41,146	18,800
神川町	神川町渡瀬浄化センター	神川町渡瀬475-7	76	1,211	900
横瀬町	横瀬町水質管理センター	横瀬町大字横瀬6190	147	3,179	1,400
坂戸、鶴ヶ島 下水道組合	北坂戸水処理センター	坂戸市山34-2	977	49,980	25,800
	石井水処理センター	坂戸市大字石井1336-1	2,635	74,483	48,900
毛呂山・越生・鳩山 公共下水道組合	毛呂山処理センター	毛呂山町大字川角1510	1,310	37,038	25,700
皆野・長瀬下水道組合	長瀬浄化センター	長瀬町大字中野上234-1	483	10,491	4,200

5

色の凡例		事業施設部数
	荒川左岸南部流域下水道関連都市	5市
	荒川左岸北部流域下水道関連都市	5市
	荒川右岸流域下水道関連都市	13市町
	中川流域下水道関連都市	15市町 (さいたま、川口含む)
	谷利根川流域下水道関連都市	2市
	荒川上流流域下水道関連都市	2市町
	市野川流域下水道関連都市	3町
	利根川右岸流域下水道関連都市	4市町
		計 47市町
	単独公共下水道実施都市	18市町 (流域と重複する5市町を含む) 合計63市町

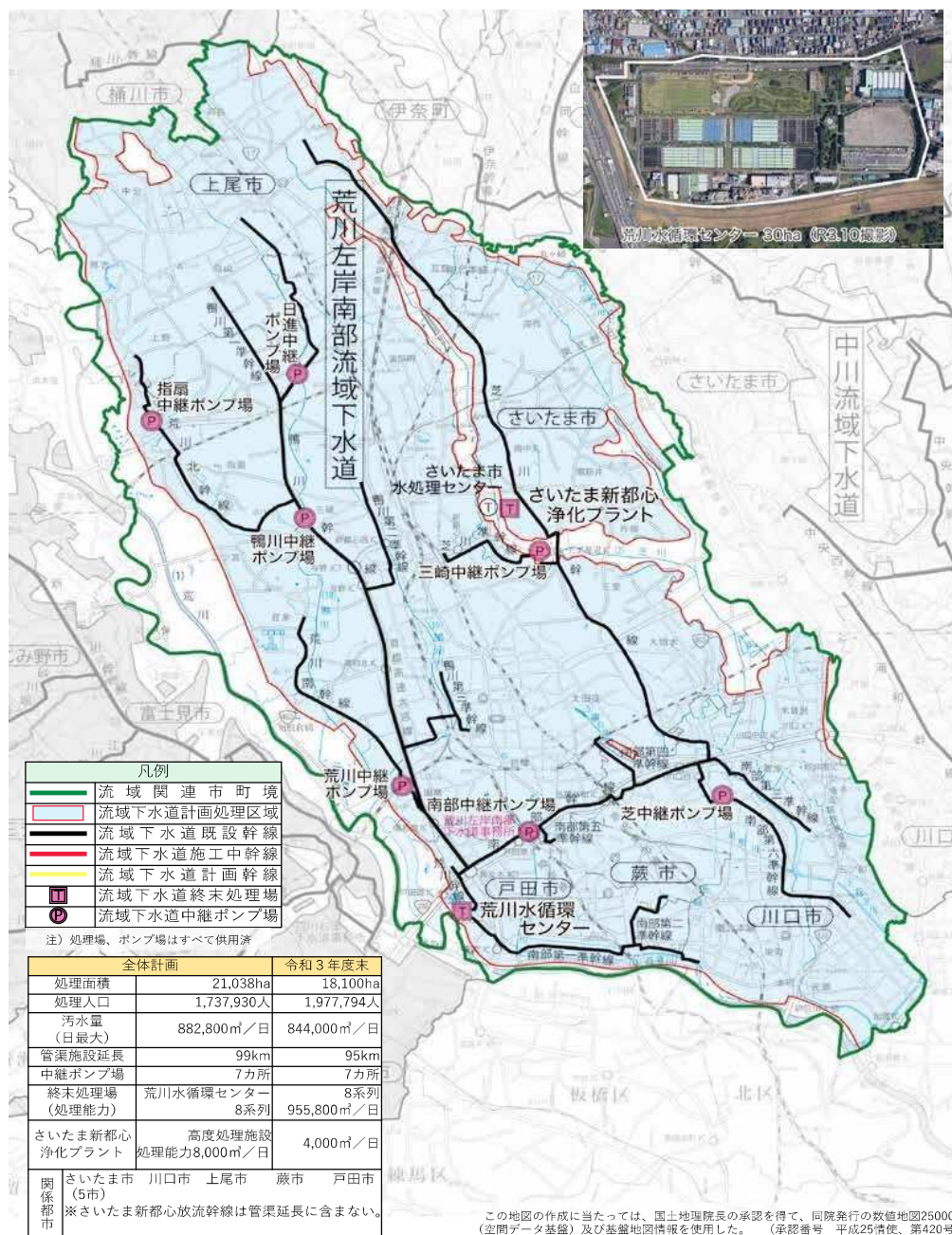
流域名	処理場名	所在地	全体計画処理面積(ha)	現況処理人口(人)	現況処理能力(m ³ /日)
荒川左岸南部 流域下水道	荒川水循環センター	戸田市菅目5-37-14	21,038	1,977,794	955,800
	さいたま新都心浄化プラント	さいたま市見沼区大字 上山口新田字惣水向	-	-	-
荒川左岸北部 流域下水道	元荒川水循環センター	横浜市小針領家字境内939	15,768	335,876	166,200
荒川右岸 流域下水道	新河岸川水循環センター	和光市新倉6-1-1	30,777	1,643,008	732,100
	新河岸川上流水循環センター	川越市大仙渡1287			
中川流域下水道	中川水循環センター	三郷市番匠免3-2-2	30,663	1,424,595	613,200
吉利根川 流域下水道	吉利根川水循環センター	久喜市吉羽772-1	4,104	110,946	69,800
荒川上流 流域下水道	荒川上流水循環センター	深谷市菅沼984	1,869	18,544	10,601
市野川 流域下水道	市野川水循環センター	滑川町大字月輪字窪田521-6	1,674	38,789	17,600
利根川右岸 流域下水道	小山川水循環センター	本庄市大字東五十字382-1	1,832	53,052	30,000

6

荒川左岸南部流域下水道



荒川水循環センター 30ha (R2.10撮影)



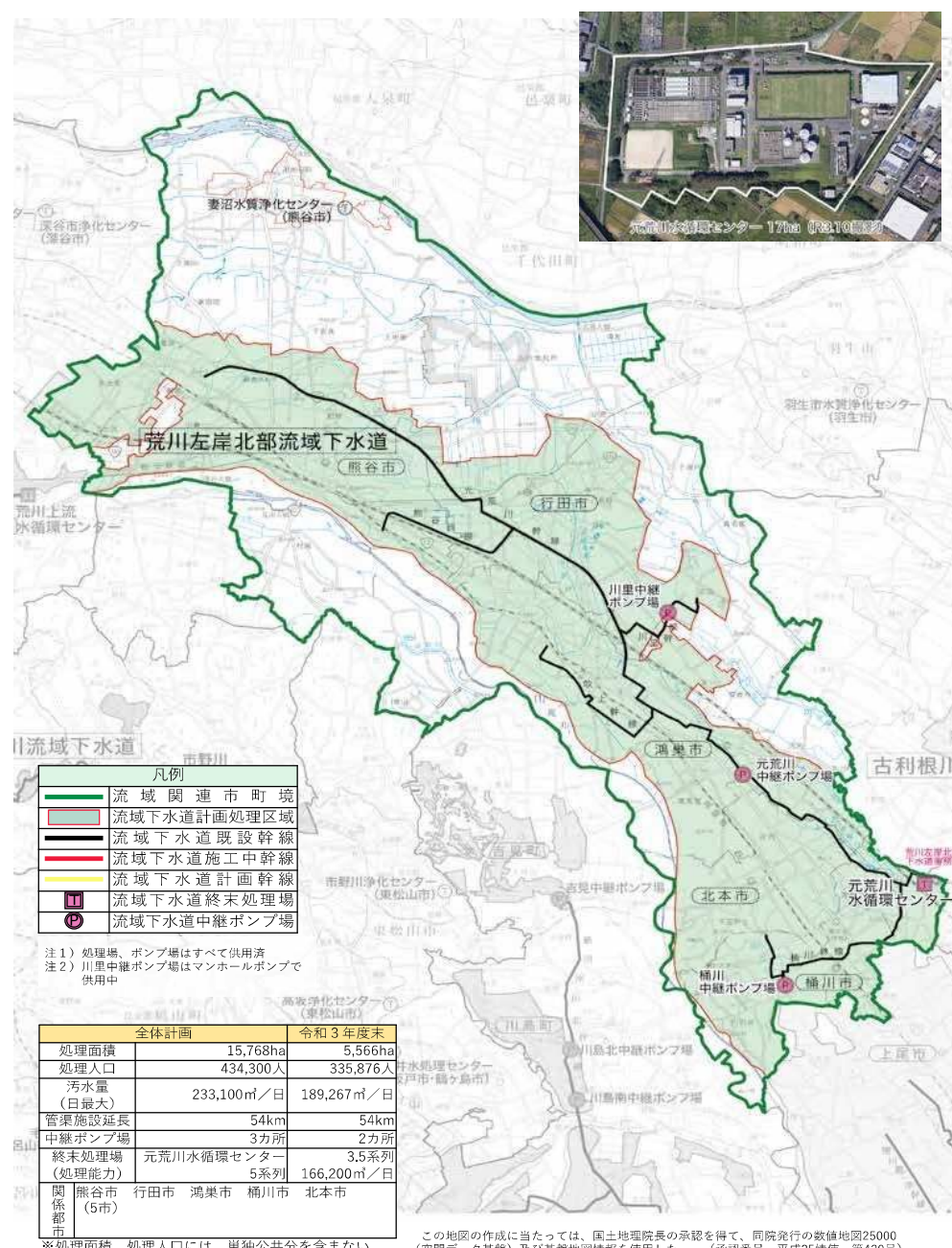
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000 (空間データ基盤) 及び基盤地図情報を使用した。 (承認番号 平成25情使、第420号)

※処理面積 処理人口には、単独公共分を含まない。

荒川左岸北部流域下水道



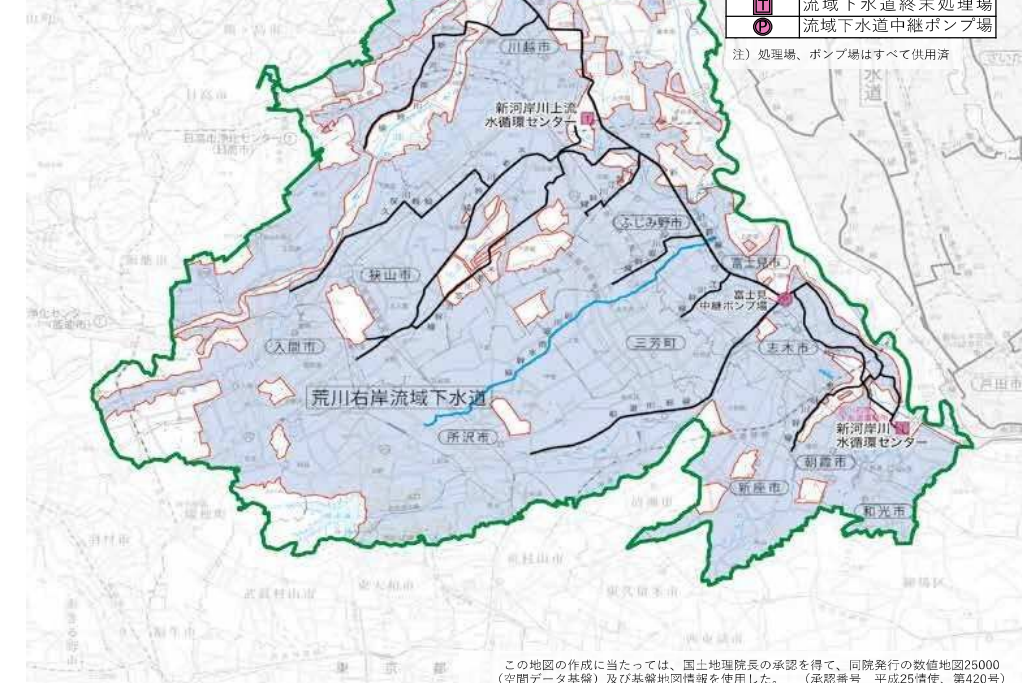
元荒川水循環センター 17ha (R2.10撮影)



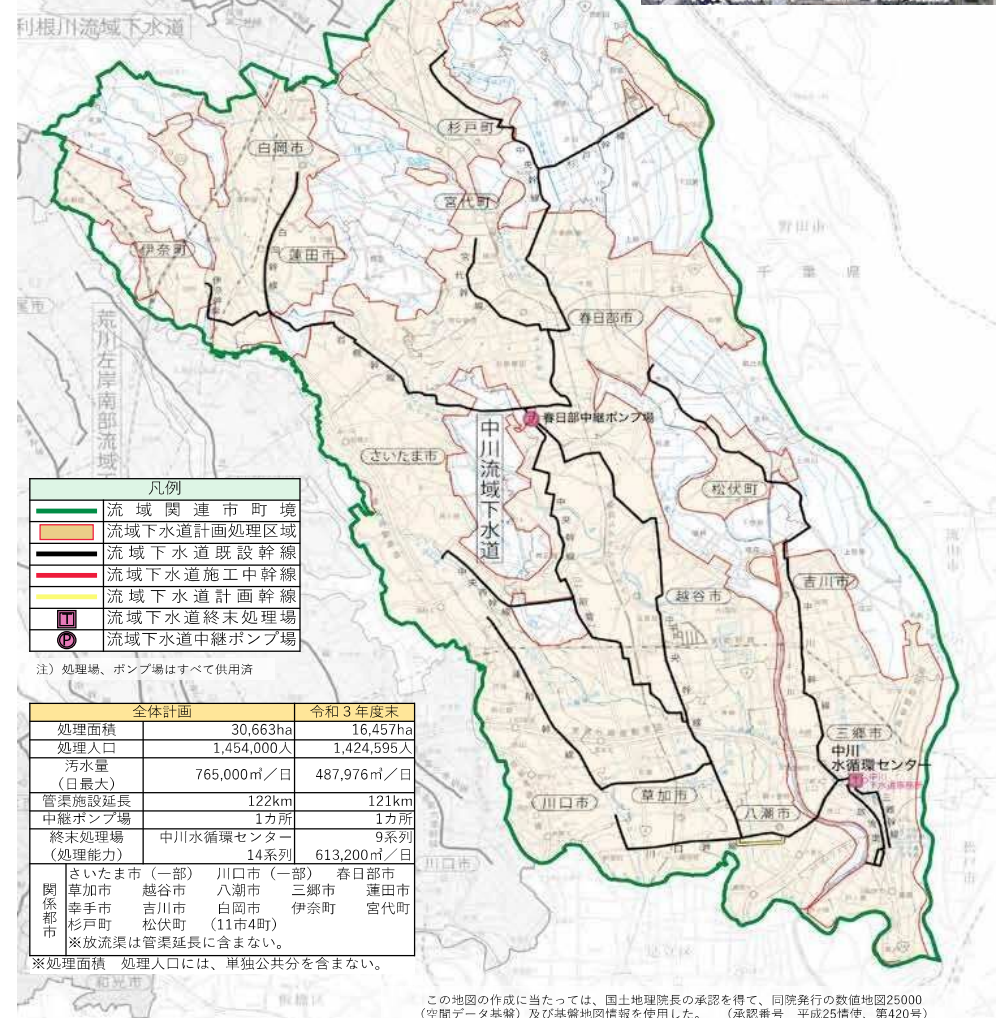
※処理面積 処理人口には、単独公共分を含まない。

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000 (空間データ基盤) 及び基盤地図情報を使用した。 (承認番号 平成25情使、第420号)

荒川右岸流域下水道



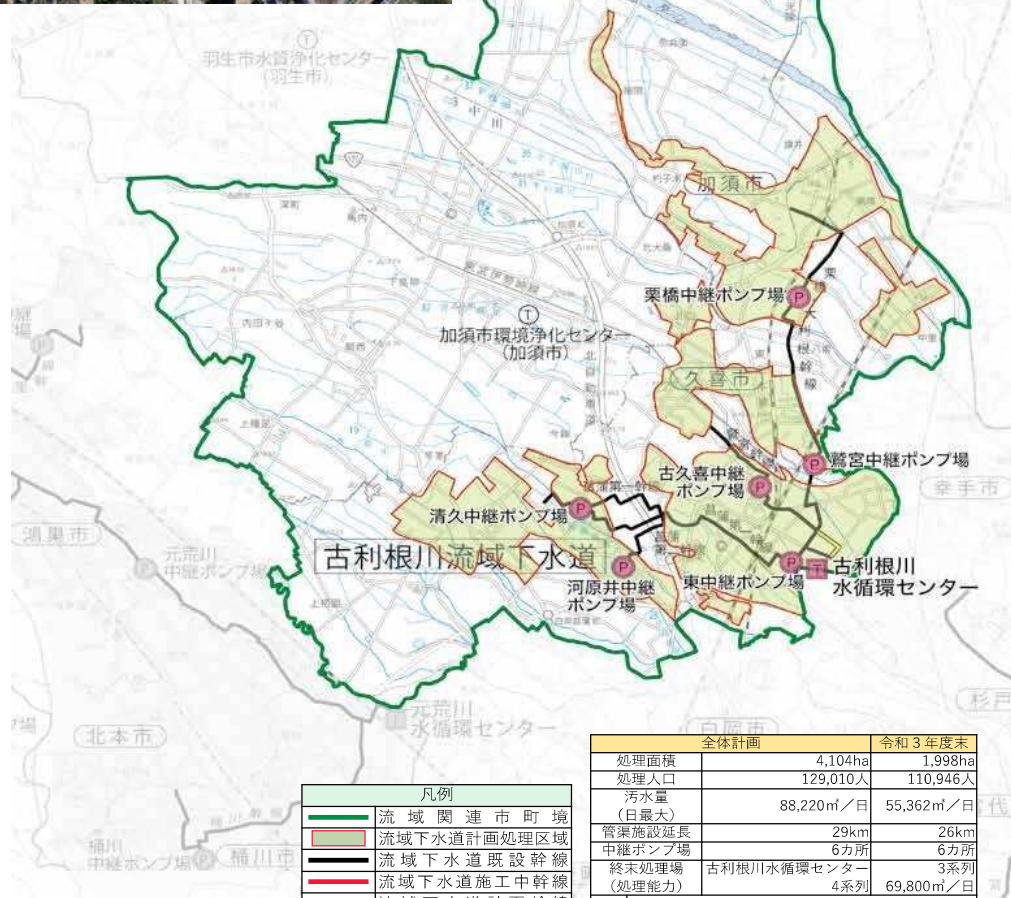
中川流域下水道



古利根川流域下水道



古利根川水循環センター 14ha (R3.10撮影)



凡例	
 	流域関連市町境
 	流域下水道計画処理区域
 	流域下水道既設幹線
 	流域下水道施工中幹線
 	流域下水道計画幹線
 	流域下水道終末処理場
 	流域下水道中継ポンプ場

全体計画		令和3年度末
処理面積	4,104ha	1,998ha
処理人口	129,010人	110,946人
汚水量 (日最大)	88,220m ³ /日	55,362m ³ /日
管渠施設延長	29km	26km
中継ポンプ場	6カ所	6カ所
終末処理場 (処理能力)	古利根川水循環センター 3系列	古利根川水循環センター 4系列
関係市	加須市 久喜市 (2市)	

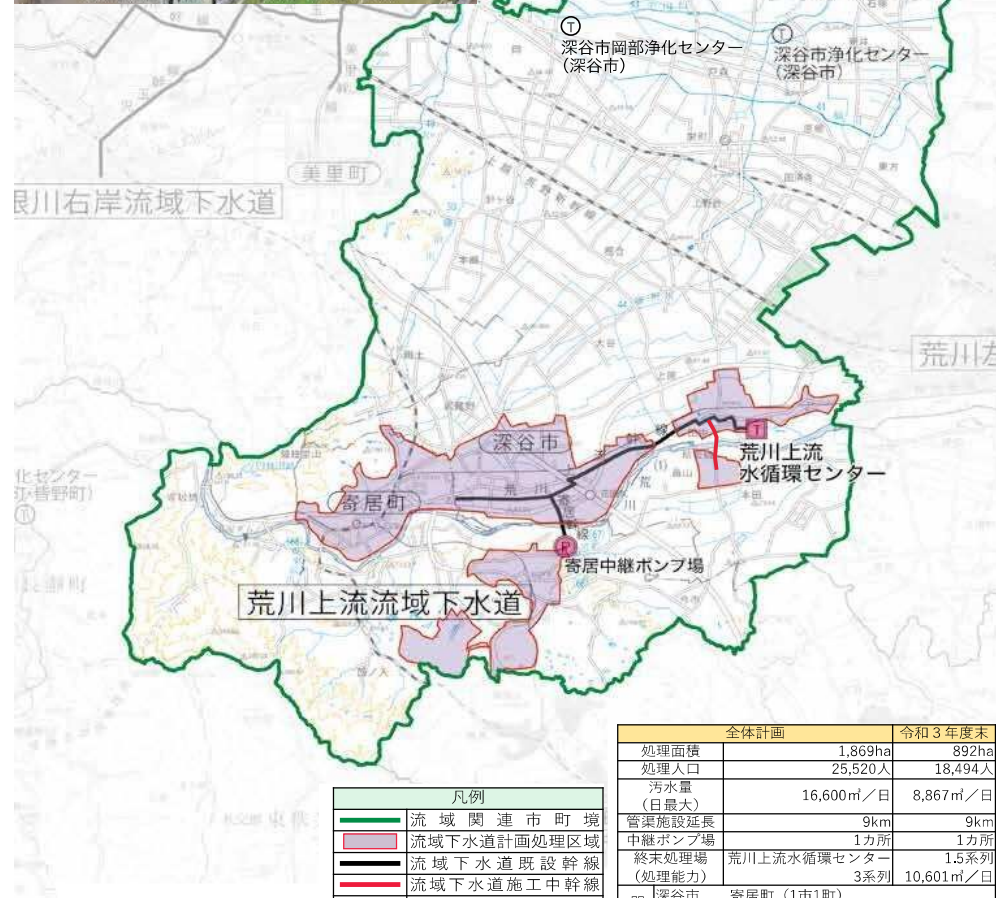
注) 処理場、ポンプ場はすべて供用済

※図面には、旧農業集落排水処理区域を未記載。

荒川上流流域下水道



荒川上流水循環センター 5ha (R3.10撮影)



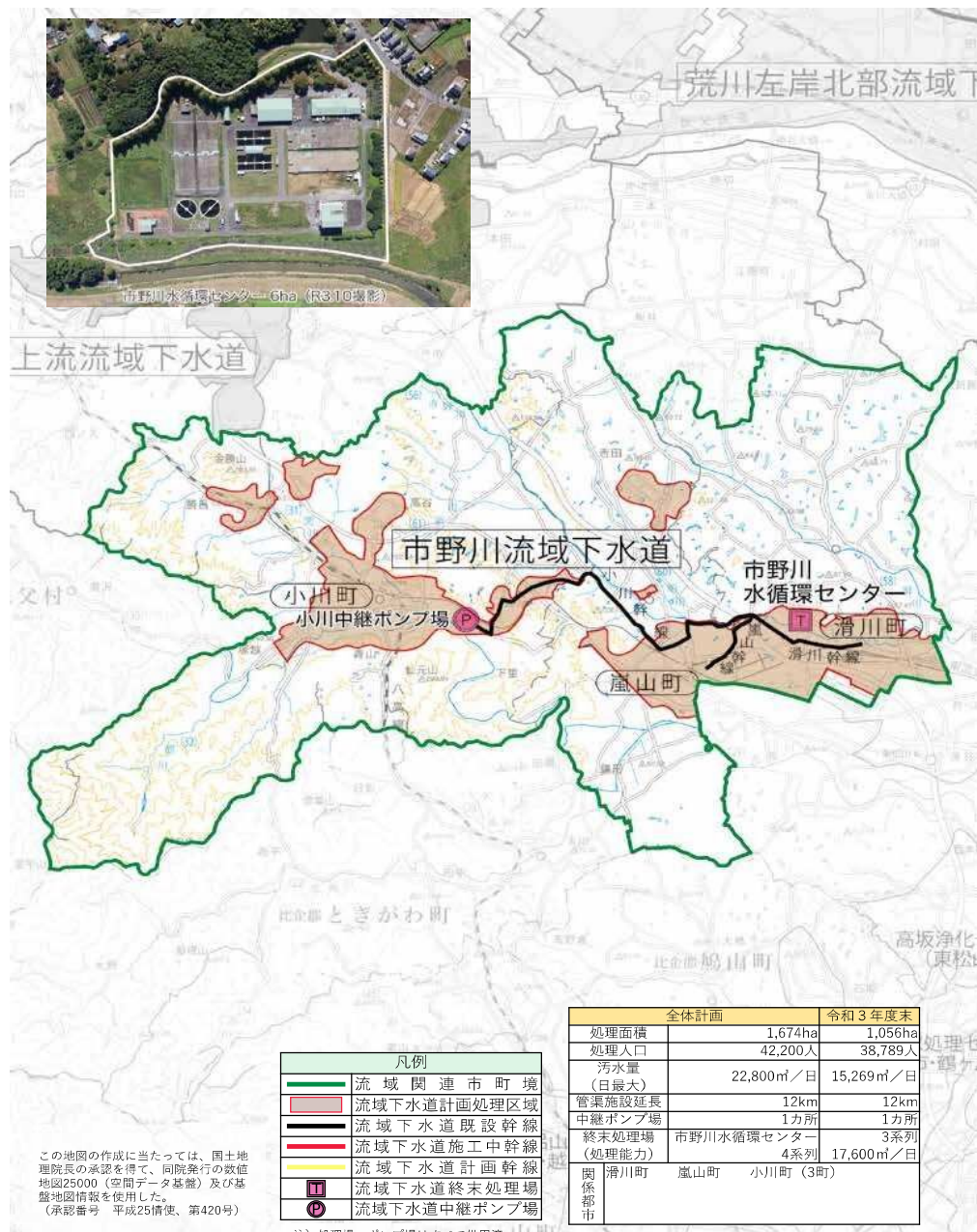
凡例	
 	流域関連市町境
 	流域下水道計画処理区域
 	流域下水道既設幹線
 	流域下水道施工中幹線
 	流域下水道計画幹線
 	流域下水道終末処理場
 	流域下水道中継ポンプ場

全体計画		令和3年度末
処理面積	1,869ha	892ha
処理人口	25,520人	18,494人
汚水量 (日最大)	16,600m ³ /日	8,867m ³ /日
管渠施設延長	9km	9km
中継ポンプ場	1カ所	1カ所
終末処理場 (処理能力)	荒川上流水循環センター 3系列	荒川上流水循環センター 1.5系列
関係市	深谷市 寄居町 (1市1町)	

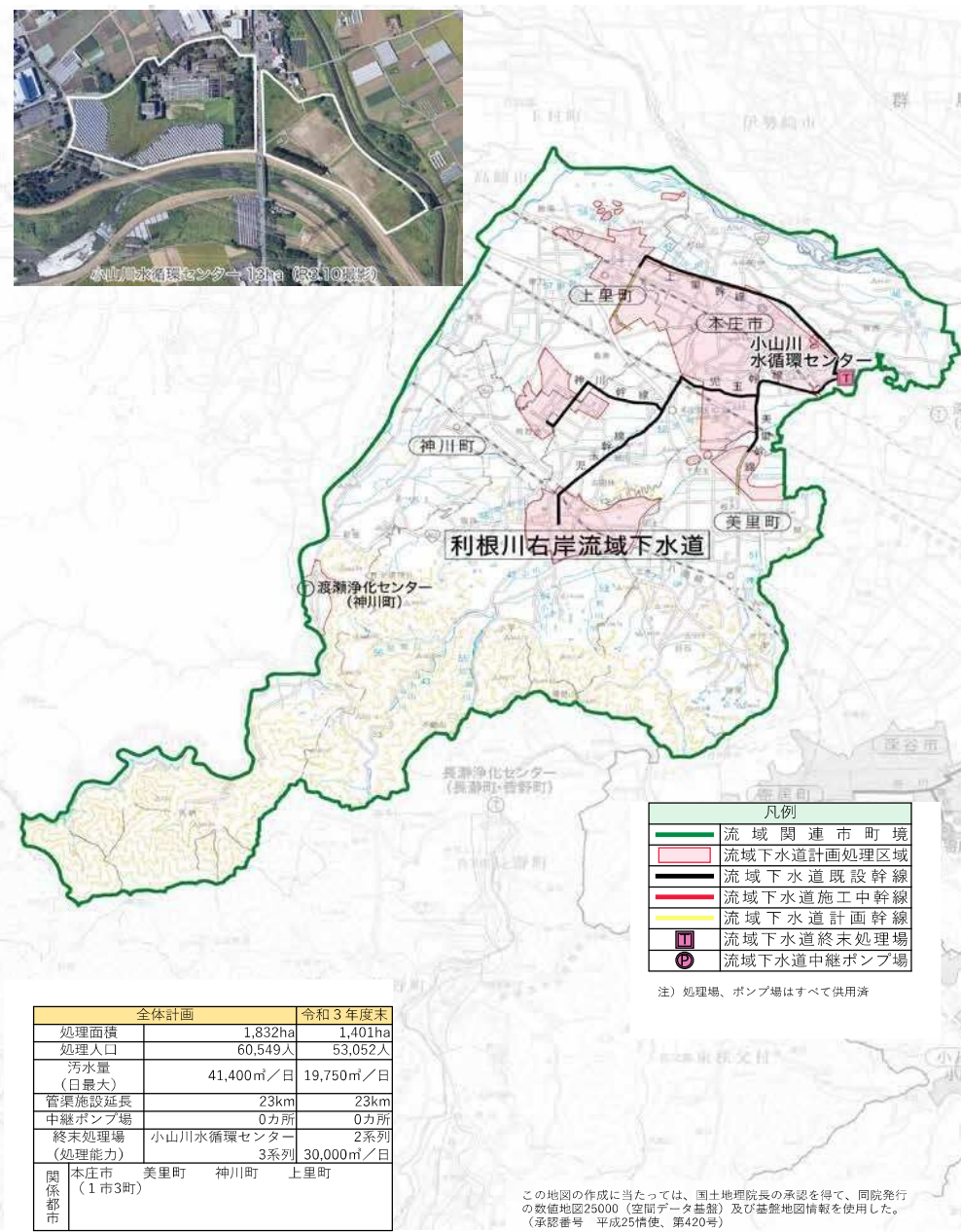
注) 処理場、ポンプ場はすべて供用済

※処理面積、処理人口には、単独公共分を含まない。
※図面には、旧農業集落排水処理区域を未記載。

市野川流域下水道



利根川右岸流域下水道



下水道事業の主な取組



快適な生活環境の確保



荒川に広がる
かわぜみ河原（寄居町）

埼玉県の下水道普及率は昭和45年には10%未満でしたが、平成28年には80%を超えました。

下水道の整備が進むことで、家庭や工場等から排出される汚水が滞留することがなくなり、私たちの快適な生活環境が確保されます。また、汚水をきれいにして河川に放流することで、水質改善や生態系の保全にもつながるとともに、河川の汚れの度合いを示すBODも改善されます。

※BODとは…

汚れの度合いを表す指標のひとつで、微生物が有機物を分解する際に必要とする酸素の量を示しています。数値が大きいくほど水が汚れていることを示します。



川の国埼玉

埼玉県の中央部を流れる荒川の川幅は2,537メートルで、この川幅は日本一です。また、県土に占める河川面積の割合は約3.9%にのぼり、全国第2位となっています。身近に川が感じられる埼玉県はまさに「川の国」です。

この川の国のポテンシャルを生かすために、埼玉県や市町村では川の保全や水辺空間の有効活用など、川の再生事業を推進しています。

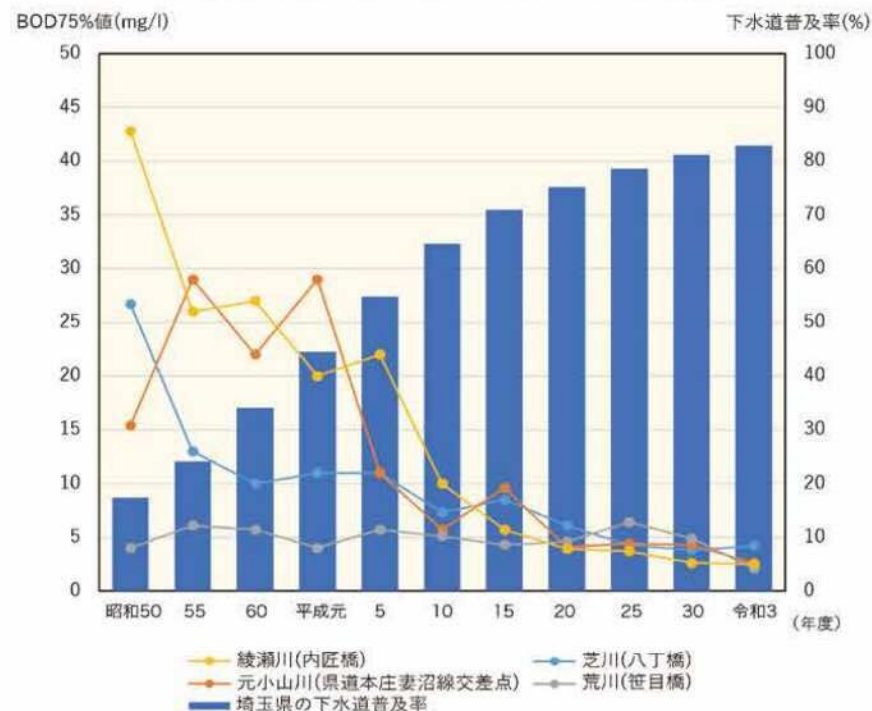
下水道は河川の水質改善の一翼を担っています。



公共用水域の水質状況

河川等の公共用水域では生活環境保全のため、それぞれの流域ごとに環境基準が定められています。下水道の普及とともに河川のBOD値は減少傾向にあります。

河川の水質状況と埼玉県の下水道普及率との比較



※BOD75%値とは、BODの年間数値の小さい方から数え、75%の位置にある値であり、流域ごとの環境基準に適用されるものです。

※（ ）は調査地点

高度処理の取組

川や海に含まれる栄養素（窒素及びリン）が自然の状態より多くなりすぎることを富栄養化といいます。富栄養化が進むと、自然の生態系が崩れ、魚などが棲めなくなります。

埼玉県を含む関係自治体では、下水処理水が流れ込む東京湾の富栄養化を防ぐために、窒素やリンを除去し、従来の処理水質を向上させる高度処理の取組を進めています。



©東京都港湾局

下水道事業の主な取組



下水道施設の整備・保全



管渠の地震対策工事
(荒川左岸南部流域)

管渠の整備

家庭や工場等からの汚水を受け入れるための管渠整備を進めています。

下水道が整備され、各家庭や工場等の排水が接続されることで、快適な生活環境が確保されるとともに、河川等の水質保全や改善につながります。



汚水の管渠工事

内水対策

堤防で守られた人が住む場所にある水を「内水（ないすい）」と呼びます。

近年、集中豪雨の多発や都市化の進展に伴い、短時間に大量の雨水が流出し、内水による浸水被害のリスクが増大しています。このため、市街地等において雨水の管渠や水路及び貯留施設の整備を進めています。

また各市町では、過去の浸水区域や今後浸水が想定される区域、避難方法等に関する情報を記載した「内水ハザードマップ」の作成を進めています。



内水による被害

長寿命化・耐震化の実施

埼玉県の公共・流域下水道は県民のうち約612万人が使用する重要な施設となっています。しかし、一部の施設では供用開始から50年以上が経過しており、老朽化や今後予想される大規模地震などの災害による下水道の機能停止や重大事故が懸念されています。そこで県民の日常生活等に影響を及ぼすことなく、災害時にも下水道の機能を維持できるように、施設の長寿命化や耐震化を図る工事を計画的に進めています。



マンホールの耐震化



管渠の補修工事

災害対策

災害発生時でも、県民の皆様が安心して下水道を利用できるように、下水道BCP（業務継続計画）の策定や民間事業者等との復旧支援協定を締結し、危機管理体制づくりに努めています。

併せて、実動訓練やロールプレイング方式の図上訓練などを実施しています。

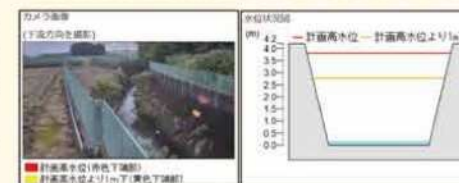
また、東京都と災害時における下水汚泥処理の共同事業に関する協定を締結し、危機管理体制の強化を図っています。



訓練風景
土のう設置による雨水のせき止め

所沢市から富士見市にまたがる雨水用排水路である砂川堀雨水幹線路上では、4箇所の監視カメラ及び水位計により、リアルタイムで水位状況を確認することが可能となりました。

水位情報は、地元の市町や住民の皆様へ提供され、様々な状況判断に活用いただけます。



水位監視システムから抜粋

下水道事業の主な取組



資源の有効活用



バイオガス発電の
消化タンク及びガスタンク
中川水循環センター（三郷市）

バイオガス発電

流域

石油や石炭といった化石燃料に代わり、近年、持続可能な自然由来の再生可能エネルギーに注目が集まっています。

埼玉県では下水処理の過程で発生する下水汚泥から再生可能エネルギーであるバイオガスを発生させ、そのガスを燃料として発電するバイオガス発電事業を進めています。

県はバイオガスの発生までを担い、民間事業者はそのガスを活用した発電を行います。

実施している下水処理場は以下のとおりです。

- ・平成31年度～：元荒川水循環センター（桶川市）
- ・令和3年度～：中川水循環センター（三郷市）

発電の仕組み



固形燃料化

流域

下水汚泥を蒸し焼きにして固形燃料を生成します。生成した固形燃料は、石炭の代替燃料として有効活用されています。

実施している下水処理場は以下のとおりです。

- ・新河岸川水循環センター（和光市）



固形燃料

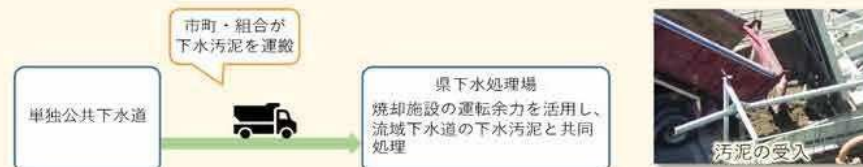


固形燃料化施設

下水汚泥の共同処理

流域

単独公共下水道で生じる下水汚泥を流域下水道の処理場で受入れ処理することで、市町・組合の負担軽減及び流域下水道事業の経営・管理の効率化を図っています。



太陽光発電

流域

下水処理場の敷地を有効活用し、再生可能エネルギーである太陽光発電を行っています。

実施している下水処理場は以下のとおりです。

- ・中川水循環センター（三郷市）
- ・小山川水循環センター（本庄市）
- ・深谷市浄化センター
- ・飯能市浄化センター
- など



太陽光パネル（中川水循環センター）

さいたま新都心再生水利用事業

流域

環境に優しいまちづくりを進めている「さいたま新都心」では、水の循環型リサイクルの形成を推進し、高度処理した下水処理水を貴重な資源ととらえ、トイレ洗浄水として再利用しています。



さいたま新都心

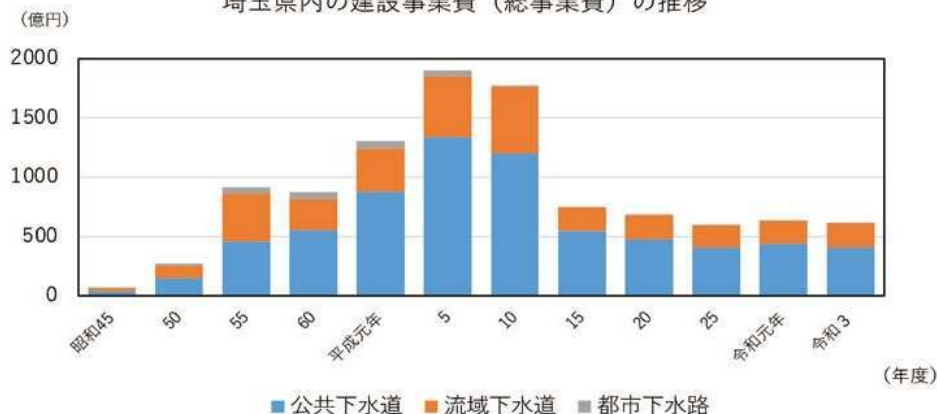
事業費

埼玉県内の令和3年度下水道建設事業費内訳

総事業費 618億円		
公共下水道 40.9億円 (特環分含む)	流域下水道 20.2億円	都市下水路 7億円

※促進事業を除く

埼玉県内の建設事業費（総事業費）の推移

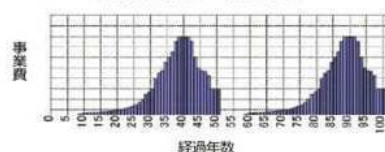


下水道事業の持続に向けて

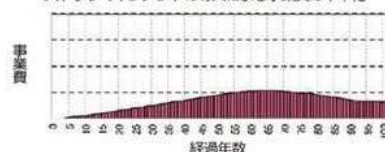
公共下水道や流域下水道は事業着手から50年以上が経過しており、今後、本格的な改築・更新時期を迎えます。

そのような中、事業費等の平準化を図りながら各種改築・更新を計画的、効率的に執行するため、「ストックマネジメント計画」を策定しています。

耐用年数である50年で単純更新



ストックマネジメントの導入による事業費の平準化



ストックマネジメントの導入による事業費の平準化イメージ（国土交通省資料より）

下水道使用料

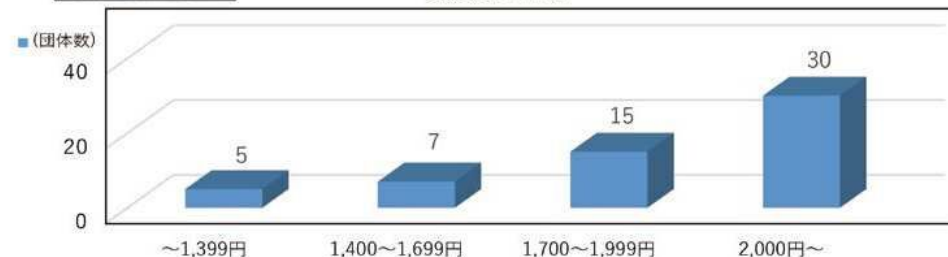
下水道使用料は多くの市町で水道使用料とともに請求されます。使用料金は上水道の使用量を基準に算定されます。

公共下水道管理者（主に市町村）は条例によって使用料の額を定め、下水道使用者から徴収した使用料を汚水処理経費に充て、事業運営を行っています。

使用水量(m ³)	水道料金(円)
〇〇	〇〇
汚水排水量(m ³)	下水道使用料(円)
〇〇	〇〇

請求書イメージ

公共下水道使用料(令和3年度末)
家庭用20m³/月



公共下水道処理経費

公共下水道処理経費は機械や設備の導入費をその使用期間に応じて計上する減価償却費や、公共下水道からの下水を受け入れる流域下水道の維持管理に係る負担金（維持管理負担金）、民間事業者への委託料などで構成されます。

また、地方債の返済（償還）に充てる地方債償還金や支払利息も含まれます。



下水道を知ってもらうために



下水道検定クイズ

下水道への理解と関心を高めていただくため、『埼玉下水道検定クイズ』を実施しています。第1回（令和2年度）と第2回（令和3年度）はオンライン、第3回（令和4年度）は県内周遊型で実施しました。第3回までの累計で約1,600人の参加があり、下水道について学べる恒例のイベントとなっています。



壁画制作

県立高校の美術部員が下水処理場の見学通路をキャンパスに壁画を制作しました。複数の学校が協力し合い、鮮やかな色彩で描かれた壁画は施設見学の目玉となっています。

制作場所：平成28年度 荒川水循環センター（戸田市）
平成29年度 中川水循環センター（三郷市）
平成30年度 新河岸川水循環センター（和光市）
令和元年度 元荒川水循環センター（桶川市）



フォトコンテスト

下水処理場の魅力を見出し、下水道への関心を深めてもらえるようにフォトコンテストを開催しています。

下水処理場を独自の視点で様々な角度から撮影してもらっています。

実施場所：平成30年度 元荒川水循環センター（桶川市）
令和元年度 元荒川水循環センター（〃）
令和3年度 荒川（戸田市）、元荒川（桶川市）、
新河岸川（和光市）、中川（三郷市）、
古利根川（久喜市）水循環センター



下水道マンガ

子どもたちに下水道への理解や関心を高めていただけるように、県内の高校生が下水道マンガを制作しました。

また、下水処理場の社会科見学に際し、下水道を事前学習していただくため、先生向けの解説書やシラバスも作成しました。



「下水道の日」作品コンクール

下水道について多くの方に興味、関心をもっていただけるように、県内の小・中学生を中心に下水道にまつわる作品（ポスター、書道、標語）を募集し、表彰しています。

応募作品数：令和元年度 24,618点
令和2年度 32,131点
令和3年度 19,750点
令和4年度 17,606点



入賞作品

地域に密着したイベント

地元住民を中心とした県民に下水道について関心を持ってもらえるよう、戸田市にある荒川水循環センターでは「荒川・下水道フェスタ」を、久喜市にある古利根川水循環センターでは「ふれあいホテル祭り」を開催しています。

地元住民によるパフォーマンスや様々なブースの出展など、子どもから大人まで楽しめるイベントとなっています。



下水処理場見学

下水道の仕組みや役割を実際に見て、感じていただけるよう、各下水処理場では施設見学を行っています。

見学では、流れてきた下水がどのような過程を経て川に放流されるのか、放流される水がどのくらいきれいになったのかなど、職員の説明を聞きながら、学ぶことができます。

また、下水をきれいにする微生物を顕微鏡で観察したり、下水汚泥の焼却施設を見たりすることもできます。

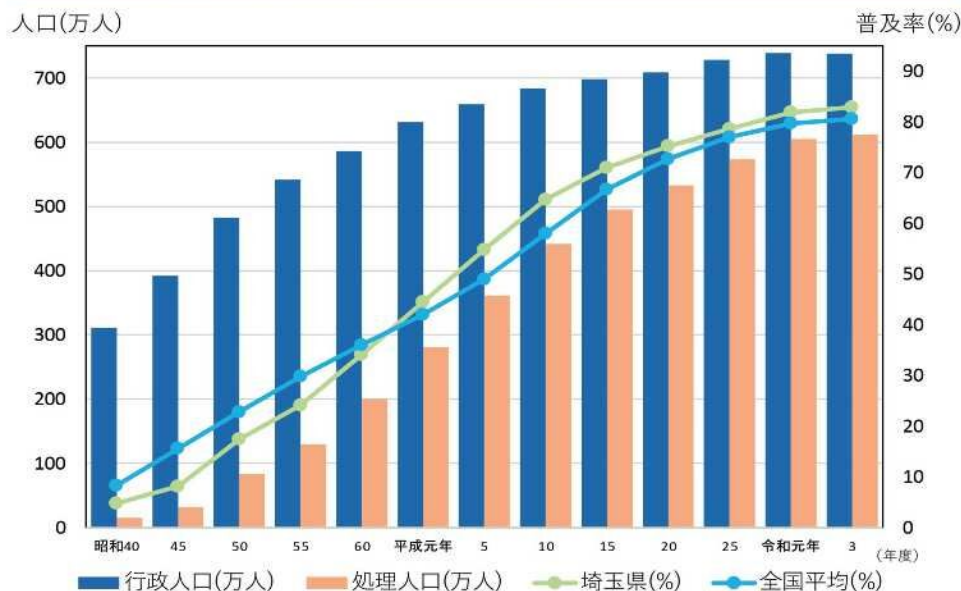
見学のほかにも、県の下水処理場の維持管理を行っている下水道公社職員が県内の小・中・高校等に出向き、下水道に関する講義、水質実験、微生物の観察などを行う、出前授業（移動下水道教室）を実施しています。



施設見学の詳細についてはこちら

※一部のイベントについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しています

埼玉県と全国の下水道普及率の推移



年度(末)	昭和40	45	50	55	60	平成元	5	10	15	20	25	令和元	3
埼玉県(%)	4.8	8.1	17.4	24.1	34.1	44.5	54.8	64.7	71	75.2	78.6	81.9	82.9
全国平均(%)	8.3	15.6	22.8	29.8	36.0	42.0	49.0	58.0	66.7	72.7	77	79.7	80.6
全国順位	-	-	16	12	10	9	8	7	9	12	13	13	13

※「埼玉県生活排水処理施設整備構想」における下水道普及率の目標値は2025年度までに86.7%

下水処理場の処理水量規模

流域下水道・公共下水道の下水処理場の規模が大きいものは以下のとおりです。

流域下水道

- 1位 荒川水循環センター
年間処理水量 約2億6200万 m^3
(埼玉県戸田市)
- 2位 新河岸川水循環センター
年間処理水量 約2億2100万 m^3
(埼玉県和光市)
- 3位 中川水循環センター
年間処理水量 約1億6100万 m^3
(埼玉県三郷市)

公共下水道

- 1位 森ヶ崎水再生センター
年間処理水量 約4億7700万 m^3
(東京都大田区)
- 2位 鳥羽水環境保全センター
年間処理水量 約2億3000万 m^3
(京都府京都市)
- 3位 芝浦水再生センター
年間処理水量 約2億3000万 m^3
(東京都港区)

(※日本下水道協会「下水道統計」令和元年版による)
(※1億 m^3 =50mプール約40,000杯分)

下水管の長さ
438 Km



県庁所在地であるさいたま市からおよそ兵庫県神戸市までの距離です。日本中の下水管の長さを合計すると月にも到達できるといわれています。

中継ポンプ場
22 箇所



中継ポンプ場によっては、直径約1.7mのポンプで下水をくみ上げています。

県職員数
107 人



県職員のほか、下水道公社、包括的民間委託業者、関連事業者など、多くの人たちによって下水道サービスが支えられています。

日平均下水処理量
194 万 m^3



県管理の9処理場で1日に処理している下水の量です。50mプール約770杯分です。

数字で見る
埼玉の
流域下水道

下水処理にかかる時間
約**12** 時間



下水処理場に流入した下水がきれいになって河川に放流されるまでの時間です。

焼却炉の温度
850 °C以上



下水処理過程で発生した汚泥を焼却し、灰などにして再利用しています。
高温で焼却すると、温室効果ガスを削減することができます。

処理人口
560 万人



市町が管理する公共下水道と併せると約612万人。県人口の約8割の下水を処理しています。

マンホールの数
2,729 基



最近ではデザインマンホールにも注目が集まり、様々なマンホールカードが作られています。

県内の下水道の普及状況



流域名	市 町 村 名	行政面積(ha)	行政人口(人)A	処理面積(ha)	処理人口(人)B	普及率(%)B/A	公共下水道 接続率(%)
荒川 左岸 南部	さいたま市	12,590.8 (21,743.0)	1,179,091 (1,334,975)	10,777.0 (12,485.0)	1,146,206 (1,260,519)	97.2 (94.4)	97.6 (97.6)
	川 口 市	4,211.2 (6,195.0)	461,778 (605,067)	3,171.1 (4,331.8)	430,886 (533,986)	93.3 (88.3)	95.7 (94.3)
	上 尾 市	4,551.0	230,385	2,414.8	193,479	84.0	97.0
	蕨 市	511.0	75,313	480.9	72,828	96.7	99.4
	戸 田 市	1,819.0	141,206	1,256.6	134,395	95.2	97.8
	小 計	23,683.0	2,087,773	18,100.4	1,977,794	94.7	97.2
	荒川 左岸 北部	熊 谷 市	12,258.0 (15,982.0)	169,506 (193,446)	1,709.5 (1,885.4)	88,190 (92,484)	52.0 (47.8)
行 田 市		6,749.0	79,021	934.2	45,088	57.1	89.9
鴻 巣 市		6,744.0	117,578	1,495.6	91,957	78.2	94.9
桶 川 市		2,535.0	74,691	809.3	61,474	82.3	95.3
北 本 市		1,982.0	65,798	617.7	49,167	74.7	99.4
小 計		30,268.0	506,594	5,566.3	335,876	66.3	94.4
荒川 右岸		川 越 市	10,877.3 (10,913.0)	352,223 (352,896)	3,743.9 (3,779.6)	306,571 (307,244)	87.0 (87.1)
	所 沢 市	7,211.0	343,752	3,312.1	326,740	95.1	98.7
	狭 山 市	4,899.0	149,398	1,984.7	144,677	96.8	98.8
	入 間 市	4,469.0	146,074	1,607.1	129,476	88.6	97.8
	朝 霞 市	1,834.0	143,926	1,101.0	140,780	97.8	99.1
	志 木 市	905.0	76,374	611.1	76,046	99.6	99.0
	和 光 市	1,104.0	83,199	770.4	80,901	97.2	99.0
	新 座 市	特環分含む 2,278.0	165,741	1,496.4	161,250	97.3	98.5
	富 士 見 市	特環分含む 1,977.0	112,817	1,059.7	111,211	98.6	99.1
	鶴ヶ島市	74.4 (1,765.0)	7,322 (69,927)	74.4 (801.9)	7,322 (59,325)	100.0 (84.8)	100.0 (93.7)
	ふじみ野市	特環分含む 1,464.0	114,045	929.1	107,301	94.1	97.3
	三 芳 町	特環分含む 1,533.0	37,848	694.3	35,673	94.3	96.4
	川 島 町	4,163.0	19,281	325.3	9,837	51.0	98.9
	吉 見 町	特環分含む 3,864.0	18,314	214.6	5,223	28.5	80.8
	小 計	46,652.7	1,770,314	17,924.2	1,643,008	92.8	98.4
中 川	さいたま市	4,059.0 (21,743.0)	130,908 (1,334,975)	1,595.0 (12,485.0)	102,942 (1,260,519)	78.6 (94.4)	97.0 (97.6)
	川 口 市	1,983.8 (6,195.0)	143,289 (605,067)	1,160.7 (4,331.8)	103,100 (533,986)	72.0 (88.3)	88.6 (94.3)
	春日部市	6,600.0	232,400	2,266.0	209,223	90.0	97.1
	草 加 市	2,746.0	250,643	2,445.6	245,685	98.0	94.7
	越 谷 市	6,024.0	344,674	2,779.4	290,315	84.2	96.5
	八 潮 市	1,802.0	92,042	865.3	72,920	79.2	91.8
	三 郷 市	3,013.0	142,758	1,336.4	123,434	86.5	89.0
	蓮 田 市	特環分含む 2,728.0	61,474	758.6	45,717	74.4	93.2
	幸 手 市	3,393.0	49,600	392.1	22,797	46.0	83.1
	吉 川 市	3,166.0	73,043	659.2	60,913	83.4	96.9
	白 岡 市	2,492.0	52,669	503.2	36,861	70.0	96.2
	伊 奈 町	1,479.0	45,021	531.4	34,447	76.5	94.2
	宮 代 町	1,595.0	33,656	374.9	24,845	73.8	95.0
	杉 戸 町	特環分含む 3,003.0	44,162	528.4	31,665	71.7	90.8
	松 伏 町	1,620.0	28,451	261.3	19,731	69.4	85.2
小 計	45,703.8	1,724,790	16,457.5	1,424,595	82.6	94.2	
古利 根川	加 須 市	大利根処理区 2,442.5 (13,330.0)	14,542 (111,947)	83.8 (979.3)	5,263 (57,774)	36.2 (51.6)	94.9 (85.5)
	久 喜 市	8,241.0	151,203	1,913.7	105,683	69.9	93.5
	小 計	10,683.5	165,745	1,997.5	110,946	66.9	93.6
荒川 上流	深 谷 市	川本・花園処理区 3,759.0 (13,837.0)	25,055 (142,003)	390.2 (1,791.4)	10,059 (83,553)	40.1 (58.8)	87.9 (89.3)
	寄 居 町	6,425.0	32,462	502.0	8,435	26.0	89.6
	小 計	10,184.0	57,517	892.2	18,494	32.2	88.7

流域名	市 町 村 名	行政面積(ha)	行政人口(人)A	処理面積(ha)	処理人口(人)B	普及率(%)B/A	公共下水道 接続率(%)	
市 野 川	滑 川 町	2,925.0	19,658	272.7	11,017	56.0	97.5	
		(2,968.0)	(19,658)	(272.7)	(11,017)	(56.0)	(97.5)	
	嵐 山 町	2,992.0	17,550	304.4	11,940	68.0	90.7	
	小 川 町	6,036.0	28,494	478.9	15,832	55.6	80.3	
	小 計	11,953.0	65,702	1,056.0	38,789	59.0	88.4	
利 根 川 右 岸	本 庄 市	8,969.0	77,552	1,157.1	46,912	60.5	89.5	
	美 里 町	3,341.0	10,966	28.4	797	7.3	33.1	
		61.6	485	54.0	428	88.2	25.5	
	神 川 町	(4,740.0)	(13,127)	(130.0)	(1,639)	(12.5)	(58.5)	
	上 里 町	特環分含む	2,918.0	30,627	161.0	4,915	16.0	48.7
	小 計	15,289.6	119,630	1,400.5	53,052	44.3	84.3	
流 域 関 連 計		194,417.6	6,498,065	63,394.6	5,602,554	86.2	96.3	
単 独 公 共 下 水 道	さいたま市	南部	113.0	11,371	113.0	11,371	100.0	100.0
		下水道区域外	4,980.2	13,605	0.0	0	0.0	-
			(21,743.0)	(1,334,975)	(1,2485.0)	(1,260,519)	(94.4)	(97.6)
	川 越 市	日高市へ流出	5.7	664	5.7	664	100.0	97.9
		坂鶴組合へ流出	30.0	9	30.0	9	100.0	44.4
			(10,913.0)	(352,896)	(3779.6)	(307,244)	(87.1)	(98.1)
	熊 谷 市	妻沼処理区	3,724.0	23,940	176.0	4,294	17.9	97.8
		(15,982.0)	(193,446)	(1,885.4)	(92,484)	(47.8)	(93.2)	
	秩 父 市		57,783.0	59,879	978.2	33,866	56.6	98.3
	飯 能 市	特環分含む	19,305.0	78,496	1,080.6	56,255	71.7	95.6
		8,797.5	86,704	895.5	52,511	60.6	84.6	
	加 須 市	旧北川辺町分	2,090.0	10,701	0	0	0.0	-
			(13,330.0)	(111,947)	(979.3)	(57,774)	(51.6)	(85.5)
	東 松 山 市		6,535.0	90,391	1,039.4	47,171	52.2	97.9
	羽 生 市		5,864.0	53,985	435.8	19,924	36.9	90.3
	深 谷 市	深谷処理区	7,019.0	98,872	1,302.2	68,454	69.2	89.8
		岡部処理区	3,059.0	18,076	99.0	5,040	27.9	85.9
			(13,837.0)	(142,003)	(1,791.4)	(83,553)	(58.8)	(89.3)
	坂 戸 市		4,102.0	99,719	1,022.1	72,451	72.7	97.4
	鶴ヶ島市		1,690.6	62,605	727.5	52,003	83.1	92.8
			(1,765.0)	(69,927)	(801.9)	(59,325)	(84.8)	(93.7)
	日 高 市	特環分含む	4,748.0	54,791	712.7	40,482	73.9	97.1
		特環	76.0	1,219	76.0	1,211	99.3	70.2
	神 川 町	下水道区域外	4,602.4	11,423	0	0	0.0	-
			(4,740.0)	(13,127)	(130.0)	(1,639)	(12.5)	(58.5)
	毛 呂 山 町		3,407.0	32,757	424.1	22,244	67.9	89.9
	越 生 町		4,039.0	11,193	170.4	5,797	51.8	82.0
	滑 川 町	東松山市へ流出	43.0	0	0	0	0.0	-
			(2,968.0)	(19,658)	(272.7)	(11,017)	(56.0)	(97.5)
	鳩 山 町		2,573.0	13,256	197.4	8,997	67.9	95.4
	横 瀬 町	特環	4,936.0	7,937	115.1	3,179	40.1	85.4
	皆 野 町	特環	6,374.0	9,319	225.1	5,845	62.7	81.7
	長 瀬 町	特環	3,043.0	6,722	258.1	4,646	69.1	83.7
単 独 公 共 計		158,939.4	857,634	10,083.8	516,414	60.2	93.2	
公 共 下 水 道 計		353,357.0	7,355,699	73,478.4	6,118,968	83.2	96.1	
そ の 他	ときがわ町		5,590.0	10,728	-	-	-	
	小 鹿 野 町		17,126.0	10,770	-	-	-	
	東 秩 父 村		3,706.0	2,612	-	-	-	
そ の 他 計		26,422.0	24,110	-	-	-	-	
埼 玉 県 合 計		379,779.0	7,379,809	73,478.4	6,118,968	82.9	96.1	

- (注) 1. 行政人口は、令和4年3月末日現在の住民基本台帳人口
2. () 内は、当該市町村全体の行政面積、行政人口、普及率
3. 特環：特定環境保全公共下水道

埼玉県下水道関係年表



西 暦	事業着手	処理開始	記 事
1958 以前	川越市S6、川口市S14 行田市S25、久喜市S27 (旧)大宮市S28、秩父市 S28、飯能市S28、(旧)浦 和市S30、熊谷市S32、所 沢市S32、(旧)与野市S33		
1959		川口市領家処理場(8.1)	・土木部計画課光課内に下水道係新設(4.1)
1962			・計画課光課から計画課に名称変更(5.1)
1964		川越市滝ノ下処理場(12.28)	
1965			・荒川左岸流域下水道基本計画策定(4.～12.)
1966		大宮市南部処理場(4.1)、飯能処理場(4.8)	・公共下水道事業に県費補助制度を導入(国庫補助対象事業費の5%) (4.1)
1967	荒川左岸流域下水道(3.27)		・荒川左岸の建設局を浦和市市田島に開設(1.28)
			・荒川左岸特許の認可(3.17)
1968		川越市霞ヶ関第一・第二処理場(2.15)、行 田処理場(5.1)、所沢処理場(6.1)、 秩父市金堂処理場(10.24)	・建設省都市局長通達により、荒川左岸が組合から県の事業となる(4.1)
1969	戸田市、蕨市		・計画課が都市計画課と都市施設課に分課、下水道課は都市施設課に所属 (4.1)
1970	入間市、東松山市、和光 市、坂戸・鶴ヶ島水道組 合		
1971	荒川左岸北部流域下水道 (12.13)、荒川右岸流域下 水道(12.13)、砂川郷都市 下水路(1.27)、上尾市、 (旧)鳩ヶ谷市、狭山市		・下水道係が広域下水道係と下水道指導係に分割(5.)
			・荒川右岸流域下水道建設事務所設置(5.1)
			・荒川左岸北部流域下水道組合発足(5.1)
1972	芝川都市下水路(10.31)、 桶川市、草加市、越谷市	荒川処理センター(戸田市、(旧)浦和市、 (旧)与野市、(旧)大宮市の一部供用開 始)(10.1)	・都市施設課から下水道課が独立し、庶務係、計画係、事業係、指導係の 4係を置く(5.1)
1973	中川流域下水道(3.29)、鴻 巣市、志木市、朝霞市、 深谷市	坂戸・鶴ヶ島組合北坂戸処理場(9.1)	・中川流域別下水道整備総合計画承認申請(6.29)
			・下水道課が土木部から住宅都市部へ(7.1)
			・中川流域下水道建設事務所設置(7.1)
1974	北本市、(旧)吹上町、富士 見市、新座市、八潮市	久喜終末処理場(7.1)	・荒川左岸北部流域下水道建設事務所を設置し、組合に委託していた事業 を県直轄に移管(4.1)
			・公共下水道の県費補助金が事業費の5%から2.5%に変更(4.1)
			・下水道課の事業係が流域下水道係に名称を変更し、管理係を新設(5.1)
			・荒川左岸南部処理センターを開設し、維持管理部門を県に移管(5.1)
1975	三芳町、(旧)上福岡市、川 島町、(旧)大井町、(旧)岩 槻市、白岡町、三郷市、 春日部市、羽生市、本庄 市、加須市	狭山市狭山台処理場(3.20)、上尾市(11.1)	・公共下水道の県費補助の廃止(4.1)
1976			・利根川流域別下水道整備総合計画承認申請(3.31)
			・荒川左岸南部流域下水道建設事務所を設置し、組合に委託していた事業 を県直轄に移管(4.1)
			・「埼玉県下水汚泥処理対策調査委員会」が発足(5.1)
1977	吉利根川流域下水道(9.17) (旧)菫蒲町、(旧)鷲宮町、 (旧)栗橋町、(旧)大利根町	東松山市市野川処理場(5.1)、蕨市(4.1)	・中川流域下水道建設事務所内に吉利根川流域工事課を新設(4.1)
			・中川終末処理場建設を日本下水道事業団へ委託(6.)
1978	蓮田市、吉川市、秩北衛 生下水道組合		・下水道課が下水道管理課と下水道建設課に分かれる(4.1)
			・公共下水道の県費補助金制度が復活(処理場の2.5%) (4.1)
1979	毛呂山・越生・鳩山公共 下水道組合	(旧)菫蒲町(4.1)	・(財)埼玉県下水道公社を設立(2.1)
			・荒川左岸南部流域下水道建設事務所が名称変更して、荒川左岸南部下 水道事務所となる(4.1)
			・荒川左岸南部流域下水道処理センターを廃止(4.1)
1981	杉戸町、日高市	元荒川処理センター(熊谷市、行田市、鴻巣 市、桶川市、北本市、(旧)吹上町の一部が 供用開始)(4.1)、新河岸川処理センター(志 木市、和光市の一部が供用開始)(4.1)、(旧) 鷲宮町(10.1)	・(財)埼玉県下水道公社南部支社、北部支社、右岸支社発足(1.1)
			・荒川左岸北部流域下水道建設事務所が名称変更して、荒川左岸北部下 水道事務所となる(4.1)
			・荒川右岸流域下水道建設事務所が名称変更して、荒川右岸下水道事務所 となる(4.1)
1982	伊奈町	朝霞市(8.20)、(旧)上福岡市(10.2) 新座市(8.20)、富士見市(8.20)	・中川流域別下水道整備総合計画同意(4.2)
1983		中川処理センター(八潮市、三郷市、草加市、 越谷市の一部が供用開始)(4.1)、(旧)大井町 (4.1)、加須市環境浄化センター(4.1)、(旧) 鳩ヶ谷市(6.1)	・久喜市終末処理場を吉利根川流域下水道へ移管(4.1)
			・中川流域下水道建設事務所が名称変更して中川下水道事務所となる(4.1)
			・(財)埼玉県下水道公社中川支社、吉利根川支社発足(4.1)
			・下水道管理課と下水道建設課が統合して下水道課となる(4.1)
1984	(旧)庄和町	三芳町(4.1)、東松山高坂終末処理場(3.31)	
1985	宮代町、幸手市、松伏町、 (旧)駒西町、(旧)川本町、 吉見町	深谷市浄化センター(4.1)	
1986	荒川上流流域下水道(3.15) 寄居町	本庄市水質管理センター 羽生市水質浄化センター(4.1) 入間市(11.1)	・狭山市狭山台処理場を廃止し、全てを流間へ(9.24)
1987	横瀬町	(旧)岩槻市(6.1)、春日部市(4.1) (旧)栗橋町(4.1)	・埼玉県の下水道普及率が全国平均(37.0%)に並ぶ(4.1)
			・行田市行田終末処理場を廃止し、流間へ(4.1)
1988	滑川町	日高市浄化センター(12.1) 川島町(3.28)	

西 暦	事業着手	処理開始	記 事
1989	市野川流域下水道(10.3) (旧)花園町、嵐山町	毛呂山・越生・鳩山下水道組合毛 呂山処理センター(4.1)	・レンガ製造センターの建設に着手
			・川越市霞ヶ関第二処理場を廃止し、流間へ(4.1)
1990		杉戸町(4.1)、(旧)大利根町(4.1)	
1991	(旧)岡部町	蓮田市(4.1)、吉川市(4.1)、幸手市 (4.1)、伊奈町(4.1)、白岡町(4.1)	・レンガ製造センター竣工(荒川右岸流域全国初の汚泥焼却灰再利用)(3.13)
			・アクアパークモデル事業許可(日高町、県内初の処理水再利用施設)(3.28)
1992		荒川上流浄化センター((旧)川本町、 (旧)花園町、寄居町の一部が供用 開始)(4.1)、飯能市市市場浄化セン ター(4.1)、(旧)駒西町(4.1)	・埼玉県の下水道普及率が50.1%となる(4.1)
			・不老川浄化対策事業に着手
1993	小川町	宮代町(4.1)、松伏町(4.1)	
1994	上里町	市野川上流浄化センター(滑川町、 嵐山町の一部が共有開始)(4.1)、 (旧)庄和町、坂戸・鶴ヶ島下水道 組合右井水処理センター(11.10)	・市野川流域下水道の通水により、県内7つの流域下水道のすべてが供用となる
1995	(旧)妻沼町		・再生水利用下水道事業に着手(さいたま新都心)
1996	(旧)川里村		・川越市霞ヶ関第一処理場を廃止し、流間へ(2.1)
1997		(旧)岡部町水質管理センター(4.2) 長瀬浄化センター(10.1)	
1998		吉見町(10.1)	・不老川放流幹線供用開始(二次処理水)(5.23)
1999		小川町(3.10)	・中川流域別下水道整備総合計画承認(4.15)
			・利根川流域別下水道整備総合計画承認(4.15)
			・彩の国さいたま流域下水道懇談会を設置(6.22)
2000			・さいたま新都心へ再生水送水開始(4.1)
2001		(旧)川里町(4.1) (旧)妻沼町水質管理センター(4.10)	・埼玉県流域下水道維持管理負担金のあり方等に関する提言(3.28)
			・荒川右岸川越浄化プラント高度処理施設供用開始(4.1)
			・土木部と住宅都市部が統合し、県土整備部下水道課へ(4.1)
			・埼玉県流域下水道協議等の利用に関する要綱施行(9.1)
2002			・降雨情報システム(アメネットさいたま)供用開始(4.1)
			・中川処理センターで高度処理運転開始(4.1)
			・荒川流域別下水道整備総合計画同意(7.31)
			・中川流域別下水道整備総合計画同意(7.31)
2003			・川口市領下処理場を廃止し、流間へ(1.17)
2004			・利根川右岸流域下水道が都市計画決定される(7.23)
			・利根川流域別下水道整備総合計画同意(11.15)
2005	利根川右岸流域下水道 (3.14)、美里町、(旧)児 玉町		・埼玉県流域下水道経営効率化検討委員会の提言(3.24)
			・県土整備部が県土整備部と都市整備部に再編され、都市整備部下水道課へ(4.1)
2006		神川町渡瀬浄化センター(4.10)	・県内の各流の処理場の名称が「処理センター」から「水循環センター」に変更(4.1)
			・川越市滝ノ下終末処理場を荒川右岸流域下水道へ移管(4.1)
			・新河岸川水循環センターで高度処理運転開始(4.1)
2007		横瀬町水質管理センター(3.28)	・流域下水道の累計流入水量100億トン達成(4.10)
			・中川水循環センターの上部利用として三郷スカイパーク開園(6.2)
2008			・元荒川水循環センターの上部利用として新小針領家グラウンド開園(8.23)
2009		本庄市(4.1)、神川町(7.1)	・荒川流域別下水道整備総合計画同意(4.2)
			・中川流域別下水道整備総合計画同意(4.2)
			・本庄市水質管理センターを利根川右岸流域下水道として県に移管(4.1)
2010		上里町(4.1)	・埼玉県下水道局の設置(4.1)
			・荒川水循環センターの上部利用として一部開園(7.1)
			・新河岸川上流水循環センターで高度処理運転開始(9.1)
2011			・埼玉県下水道局中期経営計画策定(3.27)
			・埼玉県下水道局経営懇談会設置(4.26)
			・新河岸川水循環センターで固形燃料化施設の建設に着手(12.2)
2012			・所沢市浄化センターを廃止し、流間へ(4.1)
			・財団法人埼玉県下水道公社が公益財団法人に移行(4.1)
			・下水道処理技術支援事業に係るタイ下水道公社(WMA)との合意書締結(4.1)
			・元荒川水循環センターで高度処理運転開始(4.1)
2013		美里町(4.1)	・国土交通省が設置した水・環境ソリューションハブに登録(3.28)
2014			・荒川水循環センター高度処理運転開始(3.1)
2015			・新河岸川水循環センターで固形燃料化施設の運転開始(3.20)
2016			・官民連携した下水道技術支援事業に係るタイ下水道公社(WMA)との合意書締結(2.5)
			・利根川流域別下水道整備総合計画協議完了(3.31)
			・下水道管理課と下水道事業課の2課体制になる(4.1)
			・中川・小山川水循環センターで太陽光発電開始(10.1)
2017			・降雨情報システム(アメネットさいたま)終了
2018			・埼玉県下水道局経営戦略策定(1.4)
			・下水汚泥の共同処理開始(4.1)
			・荒川上流水循環センターで高度処理運転開始(4.1)
			・市野川水循環センターで高度処理運転開始(4.1)
			・吉利根川水循環センターで高度処理運転開始(4.1)
			・荒川水循環センター上部公園全供用開始(7.10)
			・新河岸川水循環センターの上部利用として和光スポーツアイランド一部開園(10.20)
2019			・都市計画課公共下水道担当を下水道局へ移管し、下水道事業事務を一元化(4.1)
			・元荒川水循環センターでバイオガス発電開始(4.1)
2021			・東京都と災害時における下水汚泥処理の共同事業に関する協定締結(3.11)
			・官民連携した下水道技術支援事業に係るタイ下水道公社(WMA)との覚書締結(6.25)
			・新河岸川水循環センター上部公園(和光スポーツアイランド)全供用開始(10.1)
			・中川水循環センターでバイオガス発電開始(11.1)

げすいどう つながるさきは ぼくのみらい

令和4年度「下水道の日」作品コンクール(標語部門)
埼玉県知事賞 島田 莉仁さん

お問い合わせ先

ご自宅や事務所などの排水施設や
下水道への接続に関すること
下水道使用料に関すること

等

公共下水道についてはお住いの市町の
下水道担当課までお問合せください。

流域下水道について

埼玉県下水道局下水道管理課

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-13-3
直通TEL 048(830)5440 FAX 048(830)4884

埼玉県下水道局下水道事業課

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-13-3
直通TEL 048(830)5448 FAX 048(830)4884

荒川左岸南部流域下水道について

荒川左岸南部下水道事務所

〒336-0026 さいたま市南区辻8-27-20
TEL 048(861)2051 FAX 048(861)2056

荒川右岸流域下水道について

荒川右岸下水道事務所

〒351-0115 和光市新倉6-1-1
TEL 048(466)9410 FAX 048(466)9418

荒川左岸北部・古利根川・荒川上流・市野川 利根川右岸流域下水道について

荒川左岸北部下水道事務所

〒363-0007 桶川市大字小針領家字堤内939
TEL 048(728)0016 FAX 048(728)0020

中川流域下水道について

中川下水道事務所

〒341-0056 三郷市番匠免3-2-2
TEL 048(952)9080 FAX 048(952)9234

公共下水道事業の支援について

下水道事業課 計画・公共下水道担当

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-13-3
直通TEL 048(830)5458 FAX 048(830)4884



埼玉の下水道マスコット

「クマムシくんとなかまたち」は下水の汚れを
きれいにする微生物をキャラクター化したものです。

流域下水道の処理場の 維持管理・見学について

(公財)埼玉県下水道公社・本社

〒338-0837 さいたま市桜区田島7-2-23
直通TEL 048(838)8585 FAX 048(838)8589

荒川左岸南部支社(荒川水循環センター)

〒335-0034 戸田市笹目5-37-14
TEL 048(421)5861 FAX 048(421)5004

荒川左岸北部支社(元荒川水循環センター)

〒363-0007 桶川市大字小針領家字堤内939
TEL 048(728)2011 FAX 048(728)2013

荒川右岸支社(新河岸川水循環センター)

〒351-0115 和光市新倉6-1-1
TEL 048(466)2400 FAX 048(466)2401

中川支社(中川水循環センター)

〒341-0056 三郷市番匠免3-2-2
TEL 048(952)3351 FAX 048(952)3354

古利根川支社(古利根川水循環センター)

〒346-0014 久喜市吉羽772-1
TEL 0480(22)3819 FAX 0480(22)6727

(包括的民間委託)

新河岸川上流水循環センター

〒350-0032 川越市大仙波1287
TEL 049(224)2741 FAX 049(227)7366

市野川水循環センター

〒355-0813 滑川町大字月輪字窪田521-6
TEL 0493(62)0410 FAX 0493(62)0411

荒川上流水循環センター

〒369-1104 深谷市菅沼984
※お問合せは市野川水循環センターへ

小山川水循環センター

〒367-0024 本庄市東五十子382-1
TEL 0495(21)7997 FAX 0495(25)6831

埼玉県下水道局下水道管理課・下水道事業課